



発行 東京都

目次

規則

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則
..... (環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課) 一
- 東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則
..... (福祉保健局生活福祉部計画課) 二
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則
..... (会計管理局管理部会計企画課) 四
- 特定計量器定期検査の実施 (三件) (生活文化局計量検定所検査課) 四
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
..... (都市整備局市街地整備部再開発課) 五
- 市街地再開発組合の定款の変更認可
..... (同) 五
- 都営住宅の廃止
..... (住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課) 五
- 都営住宅の使用料の変更
..... (同) 六
- 都営住宅の名称、位置、使用料等
..... (同) 六
- 都営改良住宅の廃止
..... (同) 二
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更
..... (同) 三
- 都営住宅の駐車場の区画数変更
..... (同) 三
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数
..... (同) 三
- 平成十八年東京都告示第千三百六十四号 (特定家庭用機器相対評価方法等基準等) の一部改正
..... (環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課) 三

規程 (文)

- 特定猟具使用禁止区域 (銃器) の再指定 (二件) (環境局自然環境部計画課) 五
- 令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額 (福祉保健局総務部職員課) 六
- 母子保健法施行規則による指定養育医療機関の変更
..... (福祉保健局少子社会対策部家庭支援課) 六
- 知事指定薬物の指定の失効
..... (福祉保健局健康安全部業務課) 六
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の二第二項の規定による東京都知事の事務の一部委任
..... (福祉保健局感染症対策部事業推進課) 七
- 保安林の指定施業要件の変更
..... (産業労働局農林水産部森林課) 七
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更
..... (建設局公園緑地部公園課) 八
- 昭和三十九年東京都告示第二百五十六号 (会計管理者をして特別出納員等に都の会計事務の一部を委任させたもの) の一部改正
..... (会計管理局管理部総務課) 九
- 東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程
..... 九
- 東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程
..... 一〇
- 東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程
..... 一〇
- 東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程
..... 一〇

公告

- 軽油引取税に係る免税証の無効処分
..... (主税局課税部課税指導課) 三
- 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地の変更 (四件) (警視庁) 三

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第三百八号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条の七第一項第三号中「であって、ブラウン管を有するもの」を削り、同項第四号及び第五号を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第十三条の七第一項第三号の規定の適用については、同号中「テレビジョン受信機」とあるのは、「テレビジョン受信機であつて、液晶パネルを有するもの」と読み替えるものとする。

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百九号

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

東京都福祉のまちづくり条例施行規則(平成八年東京都規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三 一の項(一)中「すべて」を「全て」に改め、同項(二)中「車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等」が円滑に利用することができる便房(以下「だれでもトイレ」という。)を「八の項(一)に掲げる構造の車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。)」に、「当該だれでもトイレ」を「当該車椅子使用者用便房」に改め、同項(三)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表八の項(一)中「だれでもトイレ」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項(一)イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(一)エ中「出入口」を「車椅子使用者用便房及び便所の出入口」に、「だれでもが利用できる旨」を「当該車椅子使用者用便房の設備及び機能」に改める。

別表第四 一の項(一)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に

改め、同項(二)中「だれでもトイレ」を「八の項(一)に掲げる構造の車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表八の項(一)中「だれでもトイレ」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項(一)イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(一)エ中「出入口」を「車椅子使用者用便房及び便所の出入口」に、「だれでもが利用できる旨」を「当該車椅子使用者用便房の設備及び機能」に改める。

別表第五 十の項(六)中「若しくはその一部又は一の項の(一)の(一)に規定する経路若しくは」を「又は」に改める。

別表第九 十の項(二)イ中「こう配」を「勾配」に改め、同項(二)中「だれでもトイレ」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項(一)及び(三)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(五)中「だれでもが利用できる旨」を「当該車椅子使用者用便房の設備及び機能」に改める。

別表第十一 一の部十の項(七)ただし書、同項(八)ただし書及び同項(九)ただし書中「だれでもトイレ」を「車椅子使用者用便房」に改め、同部十一の項中「だれでもトイレ」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項(四)中「だれでもが利用できる旨」を「当該車椅子使用者用便房の設備及び機能」に改め、同項(五)及び(七)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第十二 公共交通施設の部各階平面図の項中「だれでもトイレ」を「車椅子使用者用便房」に改める。

別記第二号様式中「図中のオヤシ、ハシ、ニシ、ヒナシ、フナシ」を「図中のオヤシ、ハシ、ニシ、ヒナシ、フナシ」に改める。

別記第五号様式1(表)中「図中のオヤシ」を「図中のオヤシ」に、「車椅子用駐車施設」を「車椅子用駐車施設」に改める。(第 片)

別記第五号様式1(裏)中「車椅子利用者」を「車椅子利用者」に改める。(第 片)

2 施行日から起算して三十日を経過する日以前に新設又は改修の工事に着手した、東京都福祉のまちづくり条例(平成七年東京都条例第三十三号。以下「条例」という。)
 第二条第三号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第十五条第一項に規定する整備基準適合証(以下「適合証」という。)の交付については、当該施設の完成の日から起算して六十日以内に交付の申請があった場合には、この規則による改正後の東京都福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新規則の規定による適合証の交付を妨げない。

3 条例第二十二條第二項に規定する勧告において勘案する整備基準は、施行日前にこの規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則(以下「旧規則」という。)
 第九条の届出があつた条例第十七条第一項に規定する特定都市施設については、旧規則に定める整備基準とする。

4 この規則の施行の際、旧規則別記第二号様式、第五号様式、第六号様式、第八号様式及び第九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百十号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号ただし書中「給料、諸手当等に関する」を削り、「制度企画課長、」の下に「旅費その他の」を加え、「旅費に関する事務」を「事務(第十条において単に「総務事務センターで取り扱う事務」という。)」に、「その他の」を「給料及び職員手当等(退職手当を除く。)」に改める。

第十条第二項第二号中「旅費事務」を「事務」に改める。

附 則
 この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第千三百四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

東京都計量検定所長 戸 澤 五

一 検査地域 板橋区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)
 ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和四年一月二十一日から同年三月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
 検査機関
 の名称

●東京都告示第千三百五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

東京都計量検定所長 戸 澤 五

一 検査地域 千代田区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和三年十二月三日から令和四年一月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千三百六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 品川区、板橋区及び江戸川区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超え

る非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和三年十二月十六日から令和四年三月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千三百七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき囲町東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称 囲町東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間 令和二年九月十六日から令和七年十二月三十一日まで

三 施行地区 中野区中野四丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 中野区中野四丁目十七番五号

令和二年九月十六日

五 変更の内容

事業施行期間を令和八年十二月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 令和三年十月二十九日

●東京都告示第千三百八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づきJ R小岩駅北口地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称 J R小岩駅北口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間 令和二年一月二十四日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区 江戸川区西小岩一丁目、西小岩三丁目及び西小岩四丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 江戸川区西小岩一丁目十九番二十九号エトワールビル

令和二年一月二十四日

五 定款の変更の認可の年月日 令和三年十月二十九日

●東京都告示第千三百九号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。

令和三年十月二十九日
東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
赤羽北二丁目第2アパート (1、2号棟)	北区赤羽北二丁目三十六番	中層耐火 五三・一平方メートル	一二戸
上石神井アパート (18号棟)	練馬区石神井台四丁目五番	五一・〇平方メートル	四〇戸
東中神井アパート (4号棟)	昭島市福島町九百九十八番地	三二・六平方メートル	二〇戸
村山アパート (12、13、14、21、22号棟)	武蔵村山市緑が丘千四百六十番地	五一・〇平方メートル	二二〇戸
村山アパート (6号棟)	同右	五一・九平方メートル	四〇戸
村山アパート (7号棟)	同右	五三・九平方メートル	同右
村山アパート (8号棟)	同右	五一・九平方メートル	二〇戸
同右	同右	六二・四平方メートル	五戸

●東京都告示第千三百十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和三年十一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)	中央区	勝どき5-8	33.6	1	28,200	49,800
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート(2号棟)	中央区	勝どき2-9	42.0	2	36,900	69,200
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区	勝どき6-6	51.2	1	45,100	91,900
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区	芝5-18	34.3	2	33,100	71,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区	芝5-18	42.2	1	40,900	78,800
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(4号棟)	港区	港南4-5	42.2	1	39,600	92,000
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート(2号棟)	港区	赤坂5-5	51.2	1	50,300	175,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(1号棟)	新宿区	戸山2-17	38.3	1	32,100	65,800
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区	西早稲田1-9	34.4	2	29,200	46,200
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)	新宿区	戸山3-18	37.3	1	32,900	65,400
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(1号棟)	文京区	本駒込4-35	42.2	1	36,200	60,100
一般都営	高層耐火	橋場二丁目アパート(9号棟)	台東区	橋場2-18	51.2	1	41,000	71,500
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(3号棟)	墨田区	文花1-28	37.8	1	25,800	45,300
一般都営	高層耐火	白鰐東アパート(3号棟)	墨田区	堤通2-4	59.7	1	43,900	64,500
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート(2号棟)	江東区	東砂1-5	42.3	1	34,000	49,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(4号棟)	江東区	東砂2-13	37.9	1	29,800	49,500
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(2号棟)	江東区	東砂2-13	34.4	1	27,000	45,700
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)	江東区	東陽3-22	34.4	1	27,900	34,800
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(4号棟)	江東区	東雲1-8	37.9	1	30,300	48,200
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区	南砂4-4	37.9	3	30,700	48,100
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート(7号棟)	江東区	南砂1-1	42.2	1	33,800	47,900
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)	江東区	北砂1-3	39.5	1	31,600	51,000
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区	北砂1-3	42.0	1	33,600	52,800
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区	大森東1-31	59.6	1	49,900	81,900
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート(3号棟)	世田谷区	梅丘1-35	41.9	1	34,900	71,200
一般都営	中層耐火	駒沢三丁目アパート(1号棟)	世田谷区	駒沢3-22	51.0	1	42,500	87,400
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)	渋谷区	広尾5-7	37.9	1	35,700	83,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-3号棟)	渋谷区	広尾5-7	34.3	4	32,300	80,900
一般都営	中層耐火	和田一丁目アパート(2号棟)	杉並区	和田1-33	42.3	1	31,900	58,900
一般都営	高層耐火	北池袋アパート	豊島区	池袋1-13	34.3	1	27,500	36,000
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(4号棟)	豊島区	駒込2-2	51.2	1	43,200	70,100
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(4号棟)	北区	浮間1-6	59.6	1	48,700	89,900

種類	構造	名称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(1号棟)	北区	浮間2-26	59.6	3	48,300	87,700
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(2号棟)	北区	王子本町3-8	33.4	2	25,400	48,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(1号棟)	北区	滝野川13-71	42.2	1	33,400	62,400
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(1号棟)	北区	滝野川13-75	37.3	1	29,500	55,500
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(1号棟)	北区	滝野川13-80	37.3	1	29,600	45,100
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(3号棟)	北区	赤羽北3-9	51.0	3	40,900	71,900
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(5号棟)	北区	赤羽北3-10	51.2	1	41,100	72,200
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(8号棟)	北区	赤羽北3-13	59.6	1	48,300	84,900
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(1号棟)	板橋区	新河岸2-10	39.0	1	28,000	37,300
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(2号棟)	板橋区	蓮根3-6	48.1	2	37,600	71,300
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(3号棟)	板橋区	蓮根3-6	55.9	1	43,900	76,600
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区	新河岸1-3	51.2	3	38,400	65,200
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区	蓮根3-15	51.2	1	39,100	69,100
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート(3号棟)	練馬区	平和台2-45	59.6	1	47,700	98,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(7号棟)	練馬区	北町6-7	55.9	1	43,700	86,900
一般都営	中層耐火	早宮三丁目第2アパート(1号棟)	練馬区	早宮3-36	55.9	1	43,900	85,700
一般都営	中層耐火	上石神井アパート(1号棟)	練馬区	石神井台4-5	55.9	1	44,100	88,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区	南田中3-31	33.4	2	24,300	47,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(5号棟)	練馬区	南田中3-31	33.4	1	24,300	47,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(1号棟)	練馬区	南田中5-25	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区	南田中5-25	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区	南田中5-25	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区	南田中5-25	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区	石神井町1-1	33.4	1	24,700	49,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区	石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区	石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4号棟)	練馬区	石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4号棟)	練馬区	石神井町1-1	33.4	1	24,500	46,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区	南田中5-25	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目アパート(3号棟)	練馬区	関町南2-15	44.0	1	35,700	70,800
一般都営	中層耐火	立野町アパート(2号棟)	練馬区	立野町13-11	55.9	1	43,800	82,400
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート(4号棟)	練馬区	春日町4-12	55.9	1	43,700	82,800
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート(5号棟)	練馬区	春日町4-12	55.9	1	43,700	82,800

種類	構造名	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,200	93,200
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(1号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,100	74,800
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(4号棟)	足立区保木間5-36	59.6	1	43,300	73,800
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(1号棟)	足立区中央本町5-15	48.1	1	35,100	62,000
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,700	36,500
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(9号棟)	足立区西保木間3-11	39.0	1	26,700	43,400
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(11号棟)	足立区西保木間3-12	42.3	1	29,700	41,100
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(2号棟)	足立区六月2-25	48.1	1	34,700	58,000
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート(23号棟)	足立区梅田3-2	59.6	1	43,200	73,600
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート(3号棟)	足立区島根4-30	55.9	1	41,100	73,500
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(2号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,400	40,200
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(19号棟)	足立区弘道2-13	48.1	1	35,100	62,100
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(4号棟)	足立区保木間1-36	41.6	1	29,200	40,900
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	32,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(5号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	32,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(12号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	36,200
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(15号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	38,900
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(16号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	38,900
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(12号棟)	足立区江北7-13	37.7	1	25,400	39,600
一般都営	中層耐火	江北アパート(2号棟)	足立区江北6-16	33.4	1	22,700	35,200
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(3号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,400	40,100
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(8号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,000
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(12号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(3号棟)	足立区花畑8-3	41.7	2	28,100	40,700
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(10号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,100	42,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(13号棟)	足立区花畑8-5	41.7	1	28,100	40,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(21号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	25,800	37,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(3号棟)	足立区舎人6-12	42.3	1	29,500	39,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(6号棟)	足立区舎人6-12	51.0	1	35,600	47,700
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(18号棟)	足立区舎人6-9	43.6	1	30,400	40,700
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(6号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	39,800	67,100
一般都営	中層耐火	足立加賀二丁目アパート(5号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,000	62,800

種類	構造名	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(3号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	40,700	65,800
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート(4号棟)	葛飾区亀有1-17	55.9	1	41,700	72,600
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(8号棟)	葛飾区柴又3-17	43.6	1	31,900	55,700
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(2号棟)	葛飾区東金町5-30	55.9	1	41,000	68,600
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第3アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-13	59.6	1	44,900	84,200
一般都営	中層耐火	柴又五丁目アパート(1号棟)	葛飾区柴又5-20	55.9	1	41,400	72,800
一般都営	中層耐火	奥戸二丁目アパート(2号棟)	葛飾区奥戸2-43	36.7	2	25,400	42,700
一般都営	中層耐火	堀切八丁目アパート(2号棟)	葛飾区堀切8-18	55.9	1	41,700	75,500
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	3	38,900	63,700
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,800
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート(1号棟)	葛飾区小菅3-6	55.9	1	41,600	72,700
一般都営	中層耐火	西新小岩二丁目アパート(3号棟)	葛飾区西新小岩2-1	55.9	1	42,400	79,600
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(2号棟)	葛飾区南水元1-24	51.0	1	37,700	65,700
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(3号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,300	71,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,300	42,600
一般都営	高層耐火	平井三丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井3-5	51.2	1	40,000	66,600
一般都営	中層耐火	平井四丁目第2アパート(1号棟)	江戸川区平井7-10	36.2	1	26,400	41,000
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	61,500
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(1号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,300	66,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	3	44,100	77,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	4	44,100	77,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	6	44,600	84,600
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート(3号棟)	八王子市大和田町7-6	60.9	2	33,900	64,500
一般都営	中層耐火	立川幸町二丁目第2アパート(1号棟)	立川市幸町2-19	42.3	1	22,300	42,400
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(57号棟)	立川市富士見町6-57	42.3	1	23,400	42,200
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(51号棟)	立川市富士見町6-51	50.9	1	28,200	55,900
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(6号棟)	武蔵野市境5-15	48.1	1	36,600	78,300
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市下連雀7-15	55.9	1	41,300	86,500
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(6号棟)	三鷹市上連雀6-15	62.1	1	46,500	98,700
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート(1号棟)	三鷹市上連雀1-22	55.9	1	41,800	90,100
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート(1号棟)	三鷹市上連雀9-13	51.0	1	37,100	72,600
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目アパート(1号棟)	府中市美好町2-4	51.0	1	38,600	60,900

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,800	65,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8-15	53.5	1	29,800	65,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1-35	53.5	1	31,900	77,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,500	74,200
一般都営	中層耐火	上石原一丁目アパート(1号棟)	調布市上石原1-16-4	61.3	1	37,200	84,800
一般都営	中層耐火	東つつじヶ丘二丁目アパート(1号棟)	調布市東つつじヶ丘2-32	62.1	1	38,500	96,300
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート(4号棟)	調布市柴崎1-7-1	51.0	1	31,500	77,800
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(3号棟)	町田市中町4-8	59.6	1	35,200	75,900
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(6号棟)	町田市中町4-7	48.1	1	28,400	61,300
一般都営	高層耐火	金森第6アパート(4号棟)	町田市金森7-18	50.1	1	32,800	68,600
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(17号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	58,300
一般都営	中層耐火	忠生二丁目アパート(1号棟)	町田市忠生2-26	51.0	1	27,400	49,500
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(1号棟)	町田市山崎町840	55.9	1	29,500	51,200
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190	55.9	2	30,200	58,400
一般都営	高層耐火	小川東町二丁目アパート(4号棟)	小平市小川東町2-4	61.5	1	41,700	91,400
一般都営	中層耐火	上水南町アパート(2号棟)	小平市上水南町3-1	55.9	1	32,200	73,500
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(4号棟)	日野市平山4-20-1	33.4	1	15,100	28,900
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(1号棟)	日野市新井3-1-3	35.7	1	15,900	31,200
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(4号棟)	東村山市秋津町5-1	60.5	1	36,600	75,500
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(6号棟)	東村山市秋津町5-1	51.0	1	30,900	63,700
一般都営	中層耐火	青葉町三丁目アパート(1号棟)	東村山市青葉町3-1-4	55.9	1	31,400	56,400
一般都営	中層耐火	国立東三丁目アパート(1号棟)	国立市東3-17	51.0	1	28,100	60,200
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	68,800
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(5号棟)	西東京市西原町1-7	59.2	1	36,400	79,400
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(5号棟)	西東京市西原町1-7	55.9	1	34,400	75,000
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(2号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	1	34,900	75,500
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(3号棟)	西東京市芝久保町4-25	60.2	1	37,000	80,100
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(16号棟)	西東京市田無町7-10	55.9	1	33,500	69,200
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(23号棟)	西東京市田無町7-13	56.8	1	34,000	70,300
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート(17号棟)	西東京市向台町3-8	48.1	1	28,500	61,500
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート(2号棟)	西東京市谷戸町1-17	59.6	2	38,200	85,800
一般都営	中層耐火	練沢二丁目アパート(1号棟)	西東京市練沢2-15	62.1	1	38,300	84,000

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(29号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	43,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(37号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	43,600
一般都営	中層耐火	松山二丁目アパート(1号棟)	清瀬市松山2-17	51.0	1	30,400	64,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-4号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-2号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-4号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	33,700

●東京都告示第千三百一十一号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
浮間三丁目アパート(10号棟)	北区浮間三丁目四番	高層耐火 三四・六平方メートル	三二戸	三一、三〇〇円	六七、一〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三六、五〇〇円	七八、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	八戸	四三、三〇〇円	九二、八〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四三、二〇〇円	同右
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	五一、九〇〇円	一一一、二〇〇円
舟渡二丁目アパート(4号棟)	板橋区舟渡二丁目十七番	中層耐火 三四・六平方メートル	同右	二九、七〇〇円	七一、〇〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三四、七〇〇円	八二、九〇〇円
同右	同右	同右 五七・三平方メートル	四戸	四九、三〇〇円	一一七、六〇〇円
同右	同右	高層耐火 三四・六平方メートル	一四戸	二九、七〇〇円	七一、一〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三四、七〇〇円	八二、九〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	七戸	四一、二〇〇円	九八、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四一、一〇〇円	九八、三〇〇円
新宿四丁目アパート(2号棟)	葛飾区新宿四丁目二十番	同右 三四・六平方メートル	一八戸	二八、六〇〇円	六九、七〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三三、四〇〇円	八一、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	六戸	三九、七〇〇円	九六、六〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	三九、六〇〇円	九六、五〇〇円
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	四七、五〇〇円	一一五、七〇〇円
新宿四丁目アパート(4号棟)	葛飾区新宿四丁目十八番	同右 三四・六平方メートル	同右	二八、六〇〇円	七〇、三〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三三、四〇〇円	八二、〇〇〇円

<p>●東京都告示第千三百二十二号</p> <p>次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。</p> <p>令和三年十月二十九日</p>	同右																							
	同右																							
	同右																							
	同右																							
	同右																							
	同右																							
	同右																							
	同右																							
	同右																							
	同右																							
	同右																							
	同右																							
	同右																							
	同右																							
	同右																							
	同右																							

東京都知事 小池 百合子

名称

東中神アパート
(1、3、4号棟)

東中神アパート
(2号棟)

同右

位置

昭島市福島町九百九十八番地

同右

同右

構造及び規模

中層耐火 三二・六平方メートル

同右 同右

同右 四五・八平方メートル

戸数

一一五戸

二〇戸

五戸

●東京都告示第千三百十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十
一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規
定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、
令和三年十一月一日から実施するので、同条例第三条第三
項の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小池百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	白鬚東アパート（18号棟）	墨田区堤通2-10	51.3	1	37,000
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート（1号棟）	江東区亀戸7-56	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	滝野川三丁目アパート（1号棟）	北区滝野川3-65	33.4	1	25,600
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート（2号棟）	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,400
改良	高層耐火	調布くすのきアパート（3号棟）	調布市国領町3-8	45.2	1	25,200
再開発	高層耐火	小松川アパート（2号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,400

●東京都告示第千三百十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数

浮間三丁目アパート駐 北区浮間三丁目四番 二九区画
車場

舟渡二丁目アパート駐 板橋区舟渡二丁目十 三五区画
車場 七番ほか

●東京都告示第千三百十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数

下篠崎町アパート駐車 江戸川区下篠崎町二 一五区画
場 番

●東京都告示第千三百十六号

平成十八年東京都告示第千三百六十四号（特定家庭用機器相対評価方法等基準及び省エネルギー性能等を示す事項を記載した書面について）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十九日

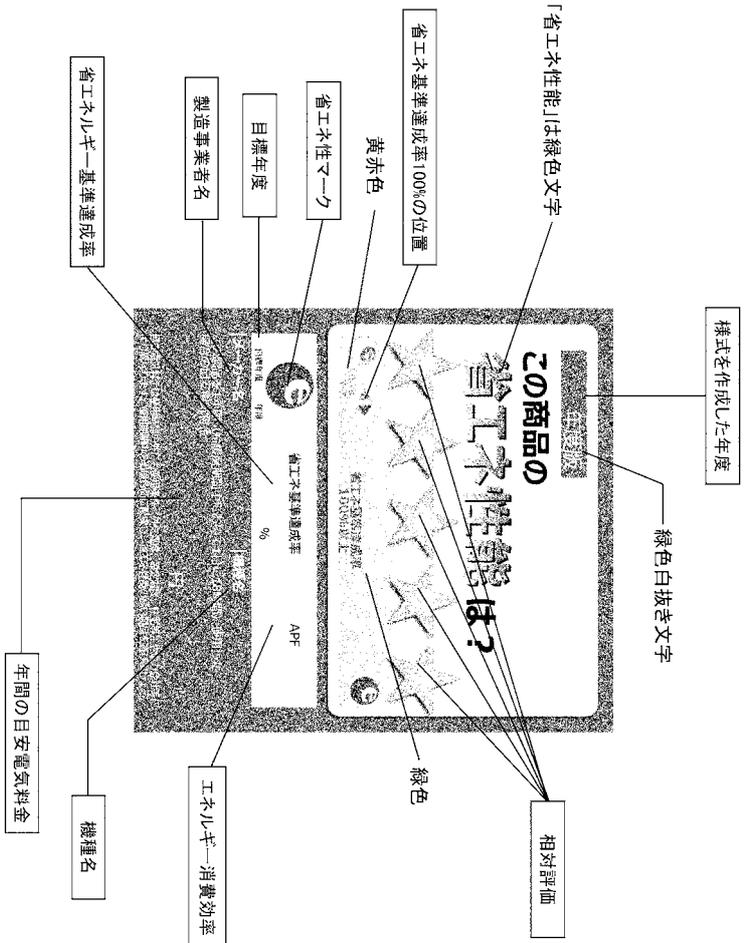
東京都知事 小池 百合子

第三 一中「及びテレビジョン受信機」を削り、第三
二の次に次のように加える。

3 テレビジョン受信機の東京都省エネルギー 別記
様式3

別記様式一を次のように改める。

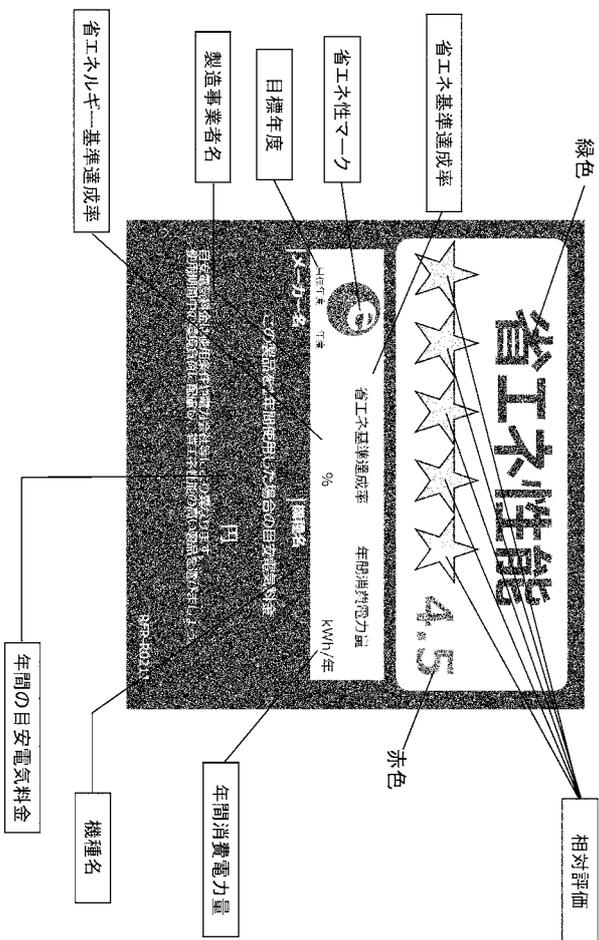
別記様式1



- 備考
- 1 背景色は緑色、背景色に掛かる文字は白抜き文字を原則とする。
 - 2 特に指定のない部分の文字は黒色とする。
 - 3 相対評価を示す星印は達成に応じた数を、黄色で大きく表示し、それ以外の星印は灰色とする。
 - 4 省エネルギー基準達成率とは、規則第13条の7第2項第3号に定める百分率とする。
 - 5 目標年度とは、規則第13条の7第2項第4号に定める年度とする。
 - 6 年間の目安電気料金とは、規則第13条の7第2項第8号に定める電気料金とする。
 - 7 印刷上の制約などから規定された色を使用することができない場合は、黒色を使用してもよい。

別記様式2を次のように改める。

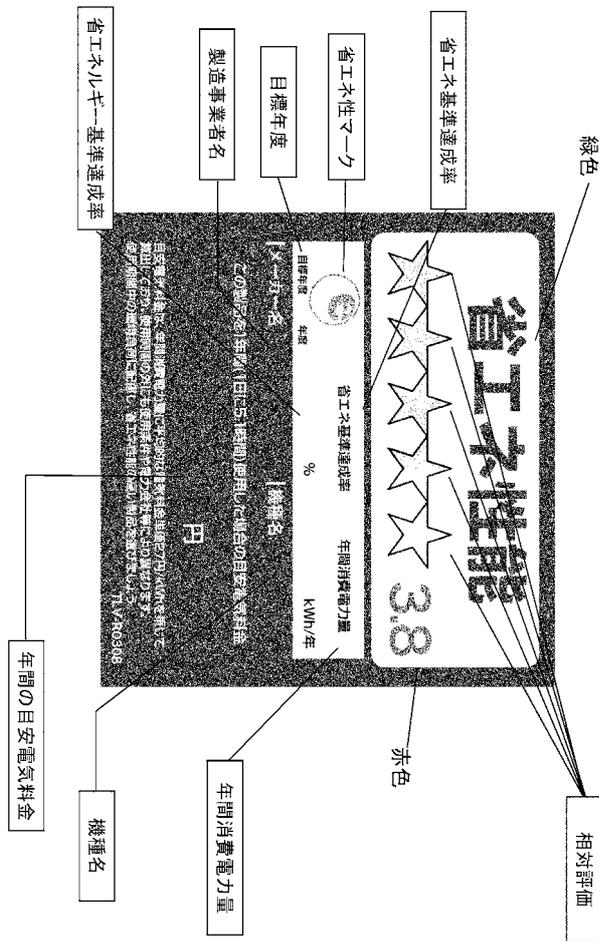
別記様式2



- 備考
- 1 背景色は緑色、背景色に掛かる文字は白抜き文字を原則とする。
 - 2 特に指定のない部分の文字は黒色とする。
 - 3 相対評価の小数点以下第1位から4までの場合は整数部分の星の数を黄色で表示し、その他の部分は白で表示する。相対評価の小数点以下第1位が5から9までの場合は整数部分の星の数に半星を加えたものを黄色で表示し、その他の部分は白で表示する。
 - 4 省エネルギー基準達成率とは、規則第13条の7第2項第3号に定める百分率とする。
 - 5 目標年度とは、規則第13条の7第2項第4号に定める年度とする。
 - 6 年間の目安電気料金とは、規則第13条の7第2項第8号に定める電気料金とする。
 - 7 印刷上の制約などから規定された色を使用することができない場合は、黒色を使用してもよい。

別記様式二の次に次の様式を加える。

別記様式3



- 備考
- 1 背景色は緑色、背景色に掛かる文字は白抜き文字を原則とする。
 - 2 特に指定のない部分の文字は黒色とする。
 - 3 相対評価値の小数点以下第1位から4位までの場合は整数部分の星の数を黄色で表示し、その他の部分は白で表示する。相対評価値の小数点以下第1位から9位までの場合は整数部分の星の数に半星を加えたものを黄色で表示し、その他の部分は白で表示する。
 - 4 省エネルギー基準達成率は、規則第13条の7第2項第3号に定める百分率とする。
 - 5 目標年度とは、規則第13条の7第2項第4号に定める年度とする。
 - 6 年間の目安電気料金とは、規則第13条の7第2項第8号に定める電気料金とする。
 - 7 印刷上の制約などから規定された色を使用することができない場合は、黒色を使用してもよい。

附則

令和五年三月三十一日までの間におけるテレビジョン受信機の東京都省エネラベルの様式については、この告示による改正後の特定家庭用機器相対評価方法等基準及び省エネルギー性能等を示す事項を記載した書面について第三及び別記様式三の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

●東京都告示第千三百十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第三十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第十二項において準用する法第三十四条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

大島南部特定猟具使用禁止区域

二 区域

平成二十三年東京都告示第千五百二十二号の区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

●東京都告示第千三百十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第三

十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第十二項において準用する法第三十四条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

元町岡田特定猟具使用禁止区域

二 区域

平成二十三年東京都告示第千五百二十三号の区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

●東京都告示第千三百十九号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、令和三年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	保健対策業務等事務専門員	日額	12,200円

附 則

この告示は、令和三年十一月一日から施行する。

●東京都告示第千三百二十号

母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)第十二条の規定に基づき、指定養育医療機関から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

名称の変更

変更前	変更後	所在地	変更年月日
東京医科歯科 大学医学部附 属病院	東京医科歯科 大学病院	文京区湯島一 丁目五番四十 五号	令和三年十 月一日

●東京都告示第千三百二十一号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医

療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第七十四号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日
令和三年十月三十一日

四 罰則の適用
この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	1-[1-(ベンゾ[b]チオフェン-2-イル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類	Benocyclidine、BTCP
(2)	N,N-ジエチル-2-{2-[(4-メトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン及びその塩類	Metonitazene
(3)	キノリン-8-イル-3-[(4,4-ジフルオロピペリジン-1-イル)スルフォニル]-4-メチルベンゾアート及びその塩類	2F-QMPSB
(4)	N-(アダマンタン-1-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	ACHMINACA、Adamantyl-CHMINACA

●東京都告示第千三百二十二号
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の二第二項の規定により、同条第一項の臨時の医療施設における医療の提供の実施に関する事務のうち次の事務を練馬区長に委任したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第五条の二において準用する災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号）第十七条第二項の規定により告示する。

令和三年十月二十九日
東京都知事 小池 百合子

一 委任する事務の内容
旧光が丘第七小学校における医療の提供

二 委任する期間
当分の間

●東京都告示第千三百二十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年十月二十九日
東京都知事 小池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
八丈島八丈町三根六四二四番二、同番三、末吉一〇三番及び青ヶ島村無番地（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町三根四一九五番一、同番二及び四一九六番一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千三百二十四号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

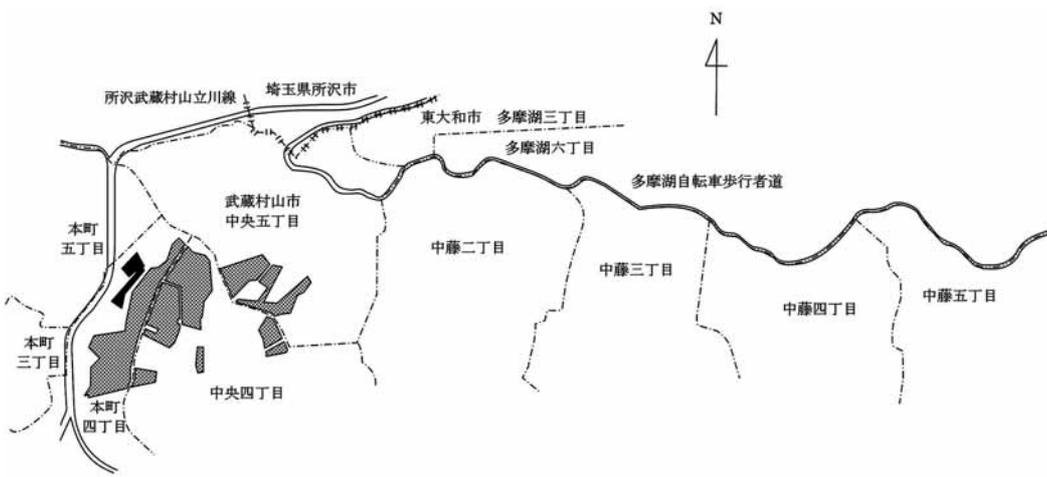
東京都立中藤公園 別図のとおり 令和三年十一月一日

別図

東京都立中藤公園 区域変更略図

変更箇所 武蔵村山市本町四丁目

追加区域	面積	変更前の区域	面積	変更後の面積
■	二、三五一・〇三	四七、六四七・三七	四九、九九八・四〇	平方メートル
■	〇三	平方メートル		平方メートル



●東京都告示第千三百二十五号

昭和三十九年東京都告示第千二百五十六号（会計管理者として特別出納員等に都の会計事務の一部を委任させたもの）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

表特別出納員の項中「並びに」の下に「旅費その他の」を加え、「旅費事務」を「事務」に改める。

附 則

この告示は、令和三年十一月一日から施行する。

規 程（交）

●交通局規程第五十九号

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十月二十九日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車モバイルIC端末取扱規程（令和二年交通局規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「モバイルPASMOアプリの」を「株式会社バスモが定める」に改め、同条第二項中「パソコン向けサイトを利用して作成した所定の購入申込書を印刷の上、通学証明書の本通又は通学定期乗車券購入兼用証明書の写しと併せて、サポートセンターへの郵送」を「サポートセンターへ購入申込書及び通学証明書の原本若しく

は通学定期乗車券購入兼用身分証明書の写しを郵送すること、又は通学証明書若しくは通学定期乗車券購入兼用身分証明書に係る電磁的記録を送信すること」に改める。

第二十八条第三項中「当該モバイルPASMOアプリの」を「株式会社パスモが定める」に改める。

第三十二条中「、第十八条第一項中「モバイルPASMOアプリの」とあるのは「株式会社パスモが定める」と及び「、第二十八条第三項中「当該モバイルPASMOアプリの」とあるのは「株式会社パスモが定める」とを削る。

附則

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

●交通局規程第六十号

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十月二十九日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程

の一部を改正する規程

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程（令和二年交通局規程第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「モバイルPASMOアプリの」を「株式会社パスモが定める」に改め、同条第二項中「パソコン向けサイトを利用して作成した所定の購入申込書を印刷の上、通学証明書の本通又は通学定期乗車券購入兼用証明書の写しと併せて、サポートセンターへの郵送」を「サポートセンターへ購入申込書及び通学証明書の原本若しく

は通学定期乗車券購入兼用身分証明書の写しを郵送すること、又は通学証明書若しくは通学定期乗車券購入兼用身分証明書に係る電磁的記録を送信すること」に改める。

第二十八条第三項中「当該モバイルPASMOアプリの」を「株式会社パスモが定める」に改める。

第三十二条中「、第十八条第一項中「モバイルPASMOアプリの」とあるのは「株式会社パスモが定める」と及び「、第二十八条第三項中「当該モバイルPASMOアプリの」とあるのは「株式会社パスモが定める」とを削る。

附則

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

●交通局規程第六十一号

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十月二十九日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程

の一部を改正する規程

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程（令和二年交通局規程第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「パソコン向けサイトを利用して作成した所定の購入申込書と通学証明書の本通又は通学定期乗車券購入兼用身分証明書の写しとを併せてサポートセンター（モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの会員を対象に株式会社パスモが開設するモバイルPASMOコールセンターをいう。以下同じ。）への郵送」を「サポート

センターへ購入申込書及び通学証明書の原本若しくは通学定期乗車券購入兼用身分証明書の写しを郵送すること、又は通学証明書若しくは通学定期乗車券購入兼用身分証明書に係る電磁的記録を送信すること」に改める。

附則

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

●交通局規程第六十二号

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十月二十九日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程（令和二年交通局規程第二十九号）の一部を次のように改正する。

改正する。

第九条第二項中「パソコン向けサイトを利用して作成した所定の購入申込書と通学証明書の本通又は通学定期乗車券購入兼用身分証明書の写しとを併せてサポートセンター（モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの会員を対象に株式会社パスモが開設するモバイルPASMOコールセンターをいう。以下同じ。）への郵送」を「サポートセンターへ購入申込書及び通学証明書の原本若しくは通学定期乗車券購入兼用身分証明書の写しを郵送すること、又は通学証明書若しくは通学定期乗車券購入兼用身分証明書に係る電磁的記録を送信すること」に改める。

附則

放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
の変更について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の12第1項の規定に基づき平成31年1月18日付付で公告した次の放置車両確認機関から、名称及び主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり公告する。

令和3年10月29日

警視庁尾久警察署長

警視 谷 口 正 行

記

1 変更の届出があった放置車両確認機関

中部安全サービス保障株式会社

2 変更に係る事項

(1) 名称

旧 中部安全サービス保障株式会社

新 株式会社GFM

(2) 主たる事務所の所在地

旧 愛知県名古屋市佐古木一丁目14番地1

新 愛知県名古屋市名村区名駅四丁目26番22号

3 変更年月日

令和3年7月1日

放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
の変更について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の12第1項の規定に基づき平成31年1月18日付付で公告した次の放置車両確認機関から、名称及び主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり公告する。

令和3年10月29日

警視庁滝野川警察署長

警視 川 崎 和 己

記

1 変更の届出があった放置車両確認機関

中部安全サービス保障株式会社

2 変更に係る事項

(1) 名称

旧 中部安全サービス保障株式会社

新 株式会社GFM

(2) 主たる事務所の所在地

旧 愛知県名古屋市佐古木一丁目14番地1

新 愛知県名古屋市名村区名駅四丁目26番22号

3 変更年月日

令和3年7月1日

放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
の変更について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の12第1項の規定に基づき令和2年1月24日付付で公告した次の放置車両確認機関から、名称及び主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり公告する。

令和3年10月29日

警視庁八王子警察署長

警視 正 藤 原 靖 浩

記

1 変更の届出があった放置車両確認機関

中部安全サービス保障株式会社

2 変更に係る事項

(1) 名称

旧 中部安全サービス保障株式会社

新 株式会社GFM

(2) 主たる事務所の所在地

旧 愛知県名古屋市佐古木一丁目14番地1

新 愛知県名古屋市名村区名駅四丁目26番22号

3 変更年月日

令和3年7月1日

放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
の変更について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の12第1項
の規定に基づき令和2年1月24日付けで公告した次の放
置車両確認機関から、名称及び主たる事務所の所在地の変
更の届出があったので、次のとおり公告する。

令和3年10月29日

警視庁昭島警察署長
警視 伊藤 三津 夫
記

1 変更の届出があった放置車両確認機関
中部安全サービス保障株式会社

2 変更に係る事項

(1) 名称

旧 中部安全サービス保障株式会社

新 株式会社GFMI

(2) 主たる事務所の所在地

旧 愛知県名古屋市佐古木一丁目14番地1

新 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目26番22号

3 変更年月日

令和3年7月1日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

